

知的財産を巡る国際交渉の変遷と 今後の研究課題

History of Intergovernmental Talks on Intellectual Property and Trade and
Future Topics in Intellectual Property Law Research

明治大学法科大学院教授

高倉 成男

Shigeo TAKAKURA

Professor, Meiji University Law School

はじめに

知的財産を巡る国際交渉の変遷について語る場合、その起点や節目をどことするかについては様々な見解があるかと思われるが、本稿では主に知的財産と貿易の関係に関心を寄せる立場から、米国が知的財産の保護の強化を目的とした貿易政策をとり始めた 1985 年を起点とし、その年から 1994 年の「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS 協定)の成立までを第 1 期、1995 年の TRIPS 協定の発効から 2004 年までを第 2 期、2005 年の TRIPS 協定の改正から現在までを第 3 期として過去 30 年をふり返る。

各期の特徴を要約すれば、第 1 期は広くて強い知的財産の保護のためのルール作りが進んだ「プロ・パテントの隆盛期」、第 2 期はそうして出来上がったルール (TRIPS 協定) に対する反動が始まった「アンチ・パテントの台頭期」、第 3 期は知的財産に関する議論が様々なフォーラムに広がった「フォーラムの拡散期」であった。

第 1 期「プロ・パテントの隆盛期」(1985 年～1994 年)

1985 年、米国レーガン政権は米国製品の輸出を増やすことを目的として 2 つの方針を打ち出した。1 つはドル高是正 (プラザ合意) であり、もう 1 つは知的財産の国際的保護の強化であった。後者のために、米国は一方で経済制裁をテコとして各国に法改正を要求するバイ (二国間) の交渉を進め、他方で新しい国際ルールを作るためのマルチ (多国間) の交渉を進めることにした。

マルチの交渉の場として WIPO (世界知的所有権機関) とガット (現 WTO : 世界貿易機関) の 2 つがあり得たが、米国は「一国一票」の WIPO ではなく、国の貿易額が交渉力に反映されるガットを選択した。日欧も米国の提案を支持し、1986 年のガット閣僚会議はウルグアイ・ラウンド (UR) 交渉において知的財産に関するルール作りを行うことを決定した。「ルール作りは不要」「作るにしても WIPO」という発展途上国の反論は、「知的財産は貿易問題」という先進国の攻勢に押し切られてしまった。

その後、UR 交渉において TRIPS 協定のテキスト作成交渉が行われ、その結果は 1994 年の閣僚会議において農業・サービスなど他の 14 分野の交渉結果とのパッケージで一括採択された。当時の先進国の産業界及び政府には、1970 年代以降、新興国の製品競争力が上がり、相対的に先進国の優位性が低下し、これを取り戻すには製品のコアである「知」を広く強く保護する必要があるとの共通の認識があった。TRIPS 協定は発展途上国が反対し、先進国が強く必要とした国際ルールであった。

第 2 期「アンチ・パテントの台頭期」(1995 年～2004 年)

1995 年に TRIPS 協定が発効し、各加盟国は所定の期間内に協定上の義務（例えば、医薬品の発明の特許保護）を履行することになった。履行状況は TRIPS 理事会が監視し、知的財産に関する国家間の紛争は TRIPS 協定をベースにして解決することになった。こうして TRIPS 協定中心の国際知的財産システムが出来上がった。

しかし、その後、貧困の撲滅、エイズ対策、環境保護等、国際社会共通の課題を論じるハイレベルの国際会議（例えば、2000 年の国連ミレニアムサミット、2001 年の国連エイズ特別総会等）において TRIPS 協定への懸念が表明されるようになった。特に南ア政府のエイズ対策（特許の制限）に対する欧米製薬企業 39 社による訴訟（1998 年に提起、2001 年に取下げ）を契機に、発展途上国の政府からだけでなく、先進国の市民や NGO（非政府組織）からも製薬企業や TRIPS 協定に対する批判が寄せられるようになった。こういう状況の中で、2001 年 11 月に開催された WTO 閣僚会議は「TRIPS 協定と公衆衛生に関する宣言」を採択し、これにより TRIPS 協定の強制実施権条項の一部改正が行われることになった。「TRIPS 協定の改正は不要」と主張してきた米国も大勢に同調して採択に加わった。

このような国際社会全体のアンチ・パテントの台頭をどうとらえるべきか。その背景には発展途上国の「巻き返し」という側面もたしかにあるが、それだけでは先進国の市民や NGO の反応を説明しきれない。筆者は、TRIPS 協定の発効によって、それまで知的財産とは縁が薄かった公衆衛生、環境等の分野にまで知的財産の保護範囲が拡大したことの結果として、新たなステイクホルダー（医師、患者、一般市民等）が登場し、知的財産と公的規制の抵触問題（「公衆衛生や環境等を守るために必要な措置は特許に優先するか」という問題）が生じるようになったという側面に注目すべきであると考えます。その意味でのアンチ・パテントは主義・主張ではなく、事実であるから、反対するだけではなく、事実として認識し、その上で問題を解決するための具体策を積極的に検討していくことこそ、知的財産法制度の正統性を維持していく上でより適切な対応ではないだろうかというのが私見である。

第 3 期「フォーラムの拡散期」(2005 年～現在まで)

TRIPS 協定の強制実施権条項の問題は 2005 年の改正によって一応の決着を見たが、知的財産と公衆衛生、環境等を巡る南北の対立はその後も続き、現在に至っている。そういう状況の中で、知的財産に関する議論が WIPO や WTO 以外のマルチへ広がっている。

例えば、世界保健機関（WHO）では 2006 年から「公衆衛生、イノベーション及び知的財産に関する世界戦略」の策定作業が進められ（2008 年に完了）、また生物多様性条約（CBD）については 2006 年の

締約国会議決議に基づいて遺伝資源に関する利益配分を促進するための法的スキームを作るための交渉が進められた（2010年に名古屋議定書の成立）。発展途上国はこれらの成果を足場にして、TRIPS協定の見直し（権利の制限）やWIPOにおける遺伝資源関連の新条約の制定を求めているところである。

これに対して、先進国は主なルール作りの場をマルチから非マルチ（二国間、複数国間）へ移している。例えば、2005年に米国の提唱で特許制度の国際調和に関する先進国会合が立ち上げられた。また同年には日本の提唱で日米欧等による偽造品対策に関するルール作りが始まった（2011年に「偽造品の取引の防止に関する協定」(ACTA)として成立）。知的財産章を含む経済連携協定・自由貿易協定(EPA/FTA)も増えている。環太平洋パートナーシップ(TPP)交渉でも知的財産問題が取り上げられていることは周知のとおりである。

マルチのルール作りの機能が低下している状況の中であって、非マルチのフォーラムにおける知的財産に関する交渉は今後とも継続し、一定の成果を上げると思われる。しかし、本来、知的財産に関する国際ルールはマルチのルールであるべきである。したがって、非マルチでの成果はそれで終わりとするのではなく、再びWIPOやWTOに持ち込んでマルチのルールに発展させていくことが重要である。

今後の研究課題

マルチのルール作りを今すぐ前進させられる妙案は見いだせないが、さしあたり知的財産と公的規制の抵触問題を解決するための原則を各国の関係者が共有することについて努力を集中したらどうだろうか。そのためには、これまでのような条約交渉先行アプローチではなく、司法的アプローチ、すなわち、WTOの紛争解決(DS)パネルや仲裁機関における個々の事件の解決を通じて普遍性のある原則を蓄積的に形成していくというアプローチによるほうがより生産的であるように思われる。

例えば、公衆衛生と商標権の抵触に係る「豪州のたばこパッケージ規制事件」がWTOのDSパネルにおいて現在審理中である。また知的財産と公的規制に係る投資家対国家の紛争事件であって投資協定仲裁に持ち込まれているものもある¹。これらの事件について結論はまだ予測できないが、「経済より健康が大事」といった感覚論ではなく、知的財産権も等しく憲法上の基本権であることを前提に、基本権と公的規制の調整原理である「比例性原則」(規制目的の重要度とそのために行われる手段としての基本権の制限との間に合理的比例関係があることを要求する原則)等を適用することによって適切な判断が行われることが望まれる²。そうした判断の蓄積の上に問題解決のための一般原則が形成されるよう我が国としても多元的価値間の調整に関する研究の推進も含め、貢献をする必要がある。

アンチ・パテントの背景にはもう1つの問題がある。それは発展途上国の経済発展、又は南北格差の問題である。WTOが依拠する経済理論によれば、各国が自由に貿易をすればいずれ世界の格差は小さくなる。しかし、現実には、中国を別にして計算すると、世界貿易額に占める発展途上国のシェアはこの30年の間ほとんど増えていない。多くの発展途上国にとって南北格差は開いたままである。そのことは先進国にとっても問題である。

南北格差の是正のために必要なことは何か。この点に関し、経済学者トマ・ピケティは、収斂の主要なメカニズムは「知識の普及」であると述べている³。仮にそうであるとして、次の問いは、では国際知

的財産システムは知識の普及にどう貢献できるか、である。そもそも「南北格差の是正」という理想は「国益の追求」という先進国のホンネとどう両立できるか、という問いにも答えなくてはならない。

TRIPS 協定の由来を思い返せば、これらの問いに対する答えが現在の国際知的財産システムを支える理論の延長線上にないことは明らかである。新しい発想に基づく新しい理論が必要である。筆者は今後、研究者としての立場から、我が国の国益にも配慮しながら、新しい社会における国際知的財産システムの正当化根拠に関する研究に取り組んでいきたいと考えている。

注)

- ¹ 西村もも子「国際投資協定に基づく知的財産紛争とその政治的背景」特許研究 57 号（2014）8-20 頁
- ² 伊藤一頼「知的財産権の保護強化における比例性原則」一般財団法人国際貿易投資研究所 公正貿易センター編『国際知財制度研究会報告書（平成 24 年度）』（2013）56-77 頁
- ³ トマ・ピケティ（山形浩生ほか訳）『21 世紀の資本』（みすず書房，2014）76 頁